

第 28 号議案

福井県立図書館規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館規則（昭和 56 年福井県教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する。

平成 26 年 1 月 16 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県立図書館・文書館のシステム更新等に伴い、福井県立図書館規則の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

「福井県立図書館規則」の一部改正の概要

1 改正理由

下記の理由により「福井県立図書館規則」の一部を改正する。

- (1) 図書館においては、持ち込みパソコンを使用し、図書館資料（持出し禁止資料等）とインターネット上の資料（統計資料等）を活用してレポートを作成したり、作成した資料をメールにて即時に会社等へ送信したりする利用者が増えていることから、こうした利用者のための環境整備（無線 LAN 整備）を行い、より一層の利便性向上を図る。
- (2) 文書館においては、地元の歴史や自家のルーツ等を調べるため、古文書等の閲覧利用者が増加傾向にあることから、図書館・文書館システムの統合に併せ、「利用カード」を両館共通のものとし、利用カード所持者の利便性の向上とより一層の文書館の利用促進を図る。

2 改正の対象となる規則

福井県立図書館規則

3 主な改正内容

改正後	改正前
(情報端末機器) 第六条の二 情報端末機器は、自由に利用することができる。 (利用カード等) 第十条 3 <u>利用カードは、福井県文書館において、福井県文書館が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を利用しようとする際に提示する利用カードとして使用することができる。</u> ＜以下、各項繰り下げ＞ 附則 <u>この規則は、平成二十六年二月一日から施行する。</u>	(情報端末機器等) 第六条の二 <u>情報端末機器およびインターネット接続端子は、自由に利用することができる。</u>

*第10条第3項を新たに追加。改正前の第3～第6項を第4～第7項にずらす。

*利用カード様式の改正は別紙参照

4 施行期日

平成26年2月1日から施行する。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 福井県立図書館規則
 (昭和五十六年三月二十三日福井県教育委員会規則第一号)

改 正 案	現 行
第一条(第五条(略)) (図書館資料) 第六条 図書館資料は、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、書庫(公開した書庫を除く。)内にある図書館資料は、閲覧票(様式第一号)または情報端末機器から出力した帳票を係員に提出して利用しなければならない。 2 館長が特に指定した図書館資料は、館長の許可を受けなければ利用することができない。 (情報端末機器) 第六条の二 情報端末機器は、自由に利用することができる。 第七条(第九条(略))	(図書館資料) 第六条 図書館資料は、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、書庫(公開した書庫を除く。)内にある図書館資料は、閲覧票(様式第一号)または情報端末機器から出力した帳票を係員に提出して利用しなければならない。 2 館長が特に指定した図書館資料は、館長の許可を受けなければ利用することができない。 (情報端末機器等) 第六条の二 情報端末機器およびインターネット接続端子は、自由に利用することができる。

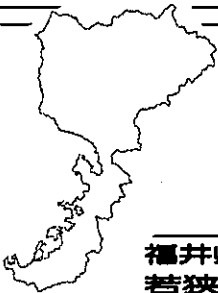
改正案	現行
(利用カード等) 第十条 図書館資料の館外利用をしようとする者は、身元を確実に証明できるものを添えて、利用カード等申込書(様式第二号または様式第二号の二)を館長に提出し、利用カード(様式第三号)の交付を受けなければならない。 2 住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード(以下「図書館利用機能付住基カード」という。)により館外利用ができるものとする。 3 利用カードは、福井県文書館において、福井県文書館が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を利用しようとする際に提示する利用カードとして使用することができる。 4 利用カードの交付を受けた者は、利用カード等申込書により届け出た事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。 5 利用カードの有効期間は、三年とする。 6 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードは、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 7 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードを紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。 第十一条(第二十七条(略)) 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成二十六年二月一日から施行する。 (様式に関する経過措置) 2 この規則による改正前の福井県立図書館規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	(利用カード等) 第十条 図書館資料の館外利用をしようとする者は、身元を確実に証明できるものを添えて、利用カード等申込書(様式第二号または様式第二号の二)を館長に提出し、利用カード(様式第三号)の交付を受けなければならない。 2 住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード(以下「図書館利用機能付住基カード」という。)により館外利用ができるものとする。 3 利用カードの交付を受けた者は、利用カード等申込書により届け出た事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。 4 利用カードの有効期間は、三年とする。 5 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードは、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 6 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードを紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則 新旧対照表
福井県立図書館規則
(昭和五十六年三月二十三日福井県教育委員会規則第一号)

改正案

様式第3号 (第10条関係)

(表)

	利用カード	
	ふりがな 氏名	
福井県立図書館・文書館 若狭図書学習センター		

(裏)

1. この利用カードは、福井県立図書館・福井県文書館・若狭図書学習センター共通です。
2. 福井県立図書館・若狭図書学習センターで本を借りるときは、必ずこのカードをお持ちください。(県内に居住、勤務、および在学する方は、図書館資料を借りることができます。)
3. 福井県文書館で資料を閲覧・複写するときは、必ずこのカードをお持ちください。
4. このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。
5. このカードを紛失したり、住所・勤務先等が変更になった場合はすぐに届出てください。
6. このカードは、3年ごとに更新手続きが必要です。

福井県立図書館 福井市下馬町 51-11 ☎0776 (33) 8860	福井県文書館 福井市下馬町 51-11 ☎0776 (33) 8890	若狭図書学習センター 小浜市南川町 6-11 ☎0770 (52) 2705
---	--	---

(表)

	利用カード	
	ふりがな 氏名	
福井県立図書館・若狭図書学習センター		

(裏)

1. この利用カードで借りられる資料は、10冊まで、期間は14日以内です。ただし、同一図書館資料をなお継続して利用したいときは、館長の承認を得て、更に14日を限度として利用期間を延長することができます。
2. このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。
3. このカードを紛失したり、住所・勤務先等が変更になった場合はすぐに届出てください。
4. 永く使用しますので大切に持ちください。
5. このカードの有効期限は、3年です。

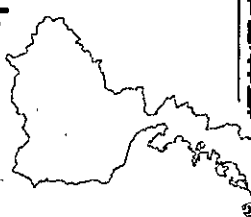
福井県立図書館 福井市下馬町 51-11 ☎0776 (33) 8860	若狭図書学習センター 小浜市南川町 6-11 ☎0770 (52) 2705
---	---

様式第3号 (第10条関係)

現行

	福	井	県	立	図	書	館	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る	規	則
を	公	布	す	る	。														
		平	成	二	十	六	年	一	月	三	十	一	日	・					
						福	井	県	教	育	委	員	会						
福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第			号						
			福	井	県	立	図	書	館	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る
			規	則															
	福	井	県	立	図	書	館	規	則	（	昭	和	五	十	六	年	福	井	県
教	育	委	員	会	規	則	第	一	号	）	の	一	部	を	次	の	よ	う	に
改	正	す	る	。															
	第	六	条	の	二	の	見	出	し	中	「	情	報	端	末	機	器	等	」
を	「	情	報	端	末	機	器	」	に	改	め	、	同	条	中	「	お	よ	び
イ	ン	タ	ー	ネ	ツ	ト	接	続	端	子	」	を	削	る	。				
	第	十	条	中	第	六	項	を	第	七	項	と	し	、	第	三	項	か	ら
第	五	項	ま	で	を	一	項	ず	つ	繰	り	下	げ	、	第	二	項	の	次
に	次	の	一	項	を	加	え	る	。										
3		利	用	カ	ー	ド	は	、	福	井	県	文	書	館	に	お	い	て	、
	福	井	県	文	書	館	が	保	存	す	る	県	に	関	す	る	歴	史	的
	な	資	料	と	し	て	重	要	な	公	文	書	、	古	文	書	そ	の	他
	の	記	録	を	利	用	し	よ	う	と	す	る	際	に	提	示	す	る	利

用	カ	ー	ド	と	し	て	使	用	す	る	こ	と	が	で	き	る	。	
様	式	第	3	号	を	次	の	よ	う	に	改	め	る	。				

(表)	利用カード  福岡県立図書館・文書館 若狭図書学習センター ふりがな 氏名	
-----	--	--

(裏)	1. この利用カードは、福岡県立図書館・福岡県文書館・若狭図書学習センター共通です。 2. 福岡県立図書館・若狭図書学習センターで本を借りるときは、必ずこのカードをお持ちください。(県内に居住、勤務、および在学する方は、図書館資料を借りることができます。) 3. 福岡県文書館で資料を閲覧・複写するときには、必ずこのカードをお持ちください。 4. このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。 5. このカードを紛失したり、住所・勤務先等が変更になった場合はすぐに届出てください。 6. このカードは、3年ごとに更新手続きが必要です。 福岡県立図書館 福岡市下馬場 51-11 ☎0776 (33) 8360 若狭図書学習センター 小浜市南川町 16-11 ☎0770 (52) 2705	
-----	--	--

1	この規則は、平成二十六年二月一日から施行する。
2	この規則による改正前の福岡県立図書館規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。